

前払金の使用等に関する特約条項

工事請負契約書第 37 条に次のただし書を加える。

ただし、平成 28 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金については、前払金の 100 分の 25 を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。